

---

---

ネーミングライツ事業  
ガイドライン（公募用）

---

---

—初版—

令和8年1月1日



## 目 次

1. ネーミングライツ事業の目的及び趣旨
2. 対象施設およびネーミングライツ料
3. 契約期間
4. 事業募集の方法
5. 応募資格
6. 愛称付与の条件
7. 審査
8. 提出書類
9. 契約の締結・更新
10. 愛称の表示、使用等に伴う費用負担
11. パートナーの特典
12. デザインガイド
13. 契約の解除
14. リスク負担
15. ネーミングライツ事業実施の流れ

## I. ネーミングライツ事業の目的及び趣旨

本学の施設等に対して法人等の名称、商標名等を冠した愛称を設定し、それを示すサイン等を設置する権利（以下「ネーミングライツ」という。）について、本学がネーミングライツを付与した法人等（ネーミングライツパートナー、以下「パートナー」という。）から得た対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用し、本学の教育研究環境の向上を図るものです。

本ガイドラインは、本事業の趣旨に賛同いただける法人等の募集に際し、事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したものです。

ネーミングライツ契約締結後、本学は、本学が発行するホームページや広報誌等において愛称を積極的に使用することとします。また、パートナーは本学の施設等への愛称の設定およびサイン等の設置により、学内外での認知度を高めることが期待できます。

## 2. 対象施設およびネーミングライツ料

### 1) 対象施設

対象施設は下表のとおりとします。ただし、記載されていない施設等についても相談をお受けします。

施設	主な利用者	備考
50周年記念館	学生	総席数 400席程度 講演会などでも使用 外部に貸し出す機会あり
LL・PC室		総席数 130席程度 パソコン常設教室
講義室 L		総席数 250席程度 講演会などでも使用 外部に貸し出す機会あり
講義室 M		総席数 150席程度 講演会などでも使用 外部に貸し出す機会あり
講義室 S		総席数 60席程度 外部に貸し出す機会あり

### 2) ネーミングライツ料および支払い

ネーミングライツ料金は申込時の希望金額と本学の目安金額（非公表）を踏まえて決定するものとします。なお、希望金額次第ではパートナー不採用となる場合があります。

パートナーは、指定期日までに本学にネーミングライツ料を納入するものとします。

### 3. 契約期間

契約期間は、原則3年以上5年以内とし、個別の契約ごとに定めます（契約更新可）。また、契約期間開始日までにサイン等の設置が完了していない場合であっても、契約期間に変更はありません。

### 4. 事業募集の方法

ネーミングライツ事業の募集は、原則として公募制とします。募集期間は設定せず、申込みがなされた時点で本学による審査を行い、パートナーが決定した場合は当該施設等の募集を停止します。

## 5. 応募資格

応募資格は以下のとおりとします。

- ① 医療業を営む法人等（医療機器販売等の関連事業含む）
- ② 自動車学校を営む法人等
- ③ 学生用のアパート等賃貸業を営む法人等
- ④ スポーツ関係の事業を営む法人等
- ⑤ 本学卒業生の就職実績がある法人等
- ⑥ その他、本学が認める法人等

また、次のいずれかに該当する法人等は、応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にあるもの
- ⑤ 貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
- ⑥ 賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ その他ネーミングライツ事業に応募するパートナー等として適当でないと理事長が認めるもの

## 6. 愛称付与の条件

愛称（愛称及びサイン等の内容をいう。以下同じ。）は施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、本学の規則等で定める施設等の名称変更は行わないものとします。

ネーミングライツ付与期間においても、理事長が特に必要と認めるときは、愛称の変更を求める場合があります。また、ネーミングライツ事業申込書の「愛称案」は参考とさせていただき、契約時に別途協議して決定します。

なお、次のいずれかに該当するものは設定できません。

- ① 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 基本人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ⑤ 社会問題についての主義主張のあるもの
- ⑥ 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑦ 求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ⑧ 本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ⑨ 詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑩ 青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑪ たばこの広告や喫煙を促すもの
- ⑫ 酒類の広告や飲酒を促すもの
- ⑬ 良好的な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- ⑭ 集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの

## 7. 審査

本学において、次の審査項目をもとに採用可否を総合的に判断します。審査結果は、原則として応募から1か月以内に通知します。

また、応募者の多寡に関わらず採用とならない場合があります。

審査項目	要件、基準等
資格	・応募資格を満たしているか
愛称案	・学内者に受け入れられるものであるか ・対象施設等に相応しいものであるか
応募の趣旨	・事業の趣旨に沿っているか
ネーミングライツ料	・目安金額に達しているか
契約期間	・3年以上5年以内の希望となっているか
財務健全性	・直近3事業年度分の決算報告書をもとに審査（基準非公表）

## 8. 提出書類

- ① ネーミングライツ事業 誓約書 兼 申込書【様式 1】
  - ② 法人等の概要を記載した書類【様式 2】
  - ③ デザイン・寸法及び配置がわかる書類等【様式自由】※提出任意
  - ④ 定款、寄附行為その他これに類する書類
  - ⑤ 法人の登記事項証明書（発行 3ヶ月以内のもの）
  - ⑥ 直近 3 事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
  - ⑦ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
- ※別途、追加資料等のご提出をお願いする場合があります。

## 9. 契約の締結・更新

採用決定後、本学とパートナーとの間でネーミングライツ事業に関する契約を締結します。パートナーは、契約の更新を希望するときは、契約期間の末日の 90 日前までにその旨を本学に申し出ることで優先的に交渉することができます。なお、当該交渉期間中に当該施設等の新規パートナー募集を行うことはありません。

## 10. 愛称の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、変更、修繕および契約期間終了後の原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とします（ネーミングライツ料とは別に負担をお願いします）。
- ② 契約締結後に作成する本学広報誌及びホームページ等への掲載は、本学の負担により行います。

## 11. パートナーの特典

パートナーには次の特典があります。なお、この権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① パートナーは、対象施設等にサイン等を設置できます。
- ② 本学のホームページ等において、パートナーを紹介します。
- ③ パートナーは、本学のパートナーであることを PR することができます。
- ④ その他、希望される付帯条件等があれば、応募時に提案することができます。

## 12. デザインガイド

サイン等の設置については本学の良好な景観の保護のため、原則として次のように定めます。

- ・背景や周辺環境に配慮した建物と一体感のある形状、素材、色彩、規模とします。
- ・安全性に配慮した意匠とし、脱落等がないよう確実に固定等を行うこととします。
- ・行事や試験等を行う際は、一時的にサイン等を隠すことがあります。
- ・原則として工事を伴わないものとします。具体例として、額縁（フレームに広告物を入れて吊り下げる）やステッカーによる掲示、プレート貼付などの方法があります。
- ・サイン等のサイズは、A0～A3程度とします。
- ・ネーミングライツ対象外の施設等がネーミングライツの範囲と認知されないようにすることとします。

## 13. 契約の解除

### 1) 契約解除の要件

理事長は、パートナーが以下に該当するとき、パートナーの決定を取り消し、又は契約を解除することができます。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、パートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は、原則、返還しないものとします。

- ① 指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき
- ② 「5. 応募資格」に該当しなくなったとき
- ③ 社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき
- ④ パートナーより契約解除の申し出があったとき
- ⑤ その他、理事長がネーミングライツの付与を取り消す必要があると認めるとき

※本学の都合により契約を解除する場合は、ネーミングライツ料の返還についてパートナーと協議するものとします。

### 2) 違約金について

パートナーは、自己の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合、理事長に対して本契約の解除を申し出ることができます。この場合、パートナーは、本学に対して違約金を支払うものとし、違約金の額は、契約残期間における未払い額の半額とします。

## 14. リスク負担

設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合や愛称が第三者の商標権を侵害した場合等に関する一切の責任及び負担は、パートナーが負うこととします。

## 15. ネーミングライツ事業実施の流れ

- ① 事前相談【法人等→本学】
- ② 事業の申込み【法人等→本学】
- ③ 審査・結果通知【本学→法人等】
- ④ 契約締結【パートナー・本学】
- ⑤ サイン等設置【パートナー】
- ⑥ 愛称の使用開始